

介護認定申請について

以下の内容を確認の上、必要事項を漏れなく記入していただくようお願いいたします。

1. 申請書について

申請書は市ホームページ掲載の最新の様式を使ってください。なお、最新様式は令和8年4月1日に更新予定です。詳しくは別資料『介護情報基盤の運用開始に関するお知らせ』をご確認ください。

市ホームページ URL (介護保険サービス各種申請様式) :

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/koreifukushika/hokein_nenkin/1/2/3793.html

記載漏れがある場合、市から内容確認のお電話をさせていただきます。

2. 申請代行について

要介護認定の申請に当たり、法的に申請代行ができるのは、「指定居宅介護支援事業者/地域密着型介護老人福祉施設/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院/地域包括支援センター」の6つです。

現在、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護による申請代行は認められておりませんが、本人・ご家族了解のもと、申請書を窓口にご持参いただくことは可能です（この場合、提出代行欄は「空欄」としてください）。その上で、申請書裏面の「基本情報Ⅰ」には、介護認定調査に関する連絡先として適切な連絡先を記載してください。

3. 入院（入所）の有無について

入院（入所）している場合は、入所日（入院日）を記載してください。なお、申請後、転院（転所）・退院した場合は、漏れなく連絡をお願いします（病室・病棟を移った場合も同様）。詳しくは別添資料Aをご確認ください。

4. 主治医意見書について

複数の医療機関、診療科を受診している場合、申請理由に合った病院名や科目の主治医を書いてください。

併せて、依頼先の主治医に対しても申請する旨を伝えてください。初診の場合や受診間隔が空いている場合、意見書を書くことができないと断られることがあります。

5. 訪問調査について

訪問調査時の注意点をまとめました。（別添資料B）

ご本人様や立会いされる方へお渡ししてください。

6. 訪問調査場所について

原則として、日頃の様子分かる場所で行います。

入院中の方については、心身の状態や退院予定日等を踏まえて検討、記入してください。環境の整った病院と一般住宅とでは、介護の手間が変わる可能性があります。

7. 訪問調査時の立会いについて

入院・入所中の方については、感染症の感染拡大防止の観点から、病院・施設に勤務している方の立会いを除き、原則「外部からの立会いなし」でお願いします。

「立会いがないと不穏になり調査が困難」など、立会いが必要な場合は、病院等に立会いが可能か確認の上、申請書余白に「立会いが必要な理由」と確認した旨を記入してください。